



①バリアフリー化された施設（武者小路実篤記念館）



②高齢者が楽しめるスポーツ



くらしのなかで、  
わたしたちの人権は、  
どのように守られて  
いるのだろう。

## バリアフリー

高齢者や障がいがある人たちにとつて障壁（バリア）となるものを取りのぞく（フリー）こと。

## ユニバーサルデザイン

年齢、障がいの有無、性別、国籍などに関係なく、すべての人が使いやすくなるようつくられた製品や生活環境のこと。



③「市長と語るふれあいトーキング」

**基本的人権と国民の権利・義務**

ゆいさんたちは、  
調布市にある武者小路実篤記念館や、高齢者が楽し  
めるスポーツについて調べました。市では、どのよう  
な考えにもとづいてまちづくりが進められているか気  
になり、市役所の中垣さんに話を聞きました。



### 調布市役所の中垣さんの話

記念館は、子どもから高齢者まで、はば広く  
楽しめる施設です。館内の段差を少なくして、  
だれもが利用しやすいようにしています。

また、このような施設をつくるだけではなく、高齢者が楽しめ  
るスポーツの場を提供するなどして、みんなが交流できる機会  
をつくることにも取り組んでいます。

このように、調布市では、ユニバーサルデザインを取り入れた、  
すべての人が安心・安全・快適にくらせる住みやすいまちづくり  
を進めています。そのために、市長と市民が直接話し合う場をも  
うけています。これらのことは、憲法の基本的人権の尊重が  
もとになっているのですよ。

日本国憲法では、すべての人が生まれながらにして自由で平等であることや、だれもが幸せにくらす権利を**基本的人権**として国民に保障しています。



④国民の基本的人権と国民の義務

また、憲法では、いろいろな権利が保障されているだけではなく、  
国民に対して、子どもに教育を受けさせる義務、働く義務、税金を納  
める義務の三つの義務についても定めています（三大義務）。

基本的人権は、人間であるというだけで、だれもが認められている  
ものです。わたしたちがよりよい生活を営むためには、ほかの人の権  
利も同じように尊重していくことがたいせつです。国民の義務をはた  
しつつ、おたがいを認め合う社会をつくっていかなければなりません。

国民の基本的人権には、いろいろなものがあるね。国民の  
三つの義務についても、重要なものだといえるね。



## 基本的人権

一人一人が生まれながらにもつて  
いる権利のことです。憲法では、個人として尊重されることが定められ  
ています。具体的な権利については、④の国民の基本的人権に示している  
通りです。